

平成26年第2回若狭町議会定例会会議録（第1号）

平成26年3月5日若狭町議会第2回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（16名）

1番	渡辺英朗君	2番	島津秀樹君
3番	辻岡正和君	4番	坂本豊君
5番	今井富雄君	6番	原田進男君
7番	北原武道君	8番	福谷洋君
9番	武田敏孝君	10番	小堀友廣君
11番	清水利一君	12番	藤本勲君
13番	大塚季由君	14番	小堀信昭君
15番	小林和弘君	16番	松本孝雄君

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 鳥居 充 書記 藤井和美

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下 裕	副町長	中村良隆
会計管理者	山名彰心	教育長	玉井喜廣
総務課長	田中秀明	政策推進課長	中村俊幸
環境安全課長	片山隆司	建設課長	谷口 壽
税務住民課長	北野美喜雄	観光交流課長心得	泉原 功
産業課長	小谷治和	教育委員会事務局長	蓮本直樹
健康課長心得	河原智恵美	福祉課長	小堀勝弘
パレオ文化課長	森川克己	歴史文化課長	永江寿夫
上中病院事務長心得	西川英之	水道課長	小山田勝昭

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 2号 平成25年度若狭町一般会計補正予算（第6号）

日程第 4 議案第 3号 平成25年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 日程第 5 議案第 4 号 平成 25 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 6 議案第 5 号 平成 25 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算 (第 3
号)
- 日程第 7 議案第 6 号 平成 25 年度若狭町介護保険特別会計補正予算 (第 3
号)
- 日程第 8 議案第 7 号 平成 25 年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算 (第
3 号)
- 日程第 9 議案第 8 号 平成 25 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正
予算 (第 4 号)
- 日程第 10 議案第 9 号 平成 25 年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 11 議案第 10 号 平成 25 年度若狭町営住宅等特別会計補正予算 (第 2
号)
- 日程第 12 議案第 11 号 平成 25 年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正
予算 (第 2 号)
- 日程第 13 議案第 12 号 若狭町多目的交流広場条例の制定について
- 日程第 14 議案第 13 号 若狭町観光交流センター条例の制定について
- 日程第 15 議案第 14 号 若狭町道路情報発信センター条例の制定について
- 日程第 16 議案第 15 号 若狭町行政組織条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 16 号 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関す
る条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 17 号 若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第 19 議案第 18 号 若狭町税条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 19 号 若狭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 20 号 若狭町熊川宿公開施設条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 21 号 若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正
について
- 日程第 23 議案第 22 号 平成 26 年度若狭町一般会計予算
- 日程第 24 議案第 23 号 平成 26 年度若狭町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 25 議案第 24 号 平成 26 年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 平成 2 6 年度若狭町直営診療所特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 平成 2 6 年度若狭町介護保険特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度若狭町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度若狭町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度若狭町営住宅等特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 平成 2 6 年度若狭町土地開発事業特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 平成 2 6 年度若狭町水道事業会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号 平成 2 6 年度若狭町工業用水道事業会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 6 号 平成 2 6 年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 7 号 若狭町国民健康保険介護サービス施設、若狭町国民健康保険生活支援ハウス及びパレオ若狭リラクゼーション施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 9 議案第 3 8 号 若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 0 議案第 3 9 号 若狭町営バスの指定管理者の指定について
- 日程第 4 1 議案第 4 0 号 町道路線の変更について
- 日程第 4 2 議案第 4 1 号 町道路線の認定について
- 日程第 4 3 議案第 4 2 号 工事請負変更契約の締結について（若狭町上中体育館耐震改修工事）
- 日程第 4 4 議案第 4 3 号 工事請負変更契約の締結について（若狭町立岬小学校校舎改修工事）
- 日程第 4 5 議案第 4 4 号 工事請負変更契約の締結について（若狭 B & G 海洋センタープール改修工事）
- 日程第 4 6 請願第 1 号 住民の命と健康を守る立場から、国に対して原発の再稼働審査について慎重審議を求める意見書を提出してください。

(午前 9時20分 開会)

○議長（藤本 勲君）

開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

年末の降雪から、この冬は大雪になるのではと危惧していたところではありますが、思ったほどの降雪とはならず、徐々に春めいた気候となり、ひと安心をしている今日この頃であります。

本定例会の開会にあたりまして、議員各位には、御壮健にて御出席をいただきましたことを心よりお礼申し上げます。

さて、本日招集されました平成26年第2回若狭町議会定例会では、平成25年度一般会計ほか各会計の補正予算及び平成26年度各会計当初予算並びに条例の制定や一部改正、請願等の重要な案件であります。

議員並びに各理事者におかれましては、健康に十分御留意いただき、慎重な御審議と円滑な議事運営に御協力賜りますことをお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査1月分の結果報告書がお手元に配付のとおり報告されております。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として、森下町長、中村副町長、玉井教育長、山名会計管理者、田中総務課長ほか各担当課長等の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

ただいまの出席議員数は16名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより、平成26年第2回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められていますので、これを許します。森下町長。

○町長（森下 裕君）

皆さんおはようございます。

いよいよ湖畔の梅の花も咲き始めまして、春を感じる季節となりました。この冬は大雪の心配をいたしておりましたが、幸いにも雪の少ない年となり、安心をいたしております。

また、昨年9月の台風18号は、本町に甚大な被害をもたらしましたが、一刻も早い復旧を目指しまして、鋭意取り組んでいるところであります。

本日、平成26年第2回若狭町定例会を招集をさせていただきましたところ、議員全

員の御出席を賜り、開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

開会にあたりまして、私の町政運営に対する所見の一端と施策の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をお願いするものであります。

初めに、私は、昨年5月より、町政2期目のスタートを切らせていただきました。1期目4年間の町政運営の経験を生かし、引き続き「みんなで創る みんなのまち」を政策スローガンに掲げ、町の将来をしっかりと見据え、誠心誠意、町政運営にあたる覚悟でございます。

さて、平成17年3月31日、合併により誕生した、わが若狭町も、平成27年3月31日、誕生10周年を迎えます。平成26年度は、これまでの歩みを踏まえ、若狭町の更なる発展、成長のための道筋をつける新たな出発の契機となるよう、10周年記念式典をはじめ、年間を通した各種事業やイベントを10周年記念事業として実施をさせていただきます。

また、平成26年度には、待望の舞鶴若狭自動車道の全線開通が予定をされており、観光による交流人口の拡大と地域の活性化につなげる大きなチャンスでもあります。これらを契機として、住民の皆さんが改めてふるさと若狭町を愛し、誇りに思ってください、町の一体感を醸成することで、夢と希望に満ちあふれた輝く未来へとつなげる飛躍の年としてまいりたいと考えております。

さて、昨今の社会情勢であります。一昨年に発足をいたしました第2次安倍内閣が掲げた経済政策等の効果により、長年続いたデフレからの脱却化をしつつあり、緩やかではありますが、景気回復の兆しが見えてきたところであります。

しかし、一方で、本年4月から予定をされております消費税率の引き上げによる景気への影響のほか、農政改革、安全保障や近隣諸国との外交問題など、国内外に多くの課題があります。

本町におきましても少子高齢化や人口減少は進行をいたしております。さらには、人と人との結びつきが希薄な社会が進行していく中で、多様化する町民のニーズに的確に対応をしなければなりません。そのため、私は、住民と行政の協働によるまちづくりを強く進め、住民と行政が絆をしっかりと結び、町の基盤を築くことが極めて重要であるとと考えております。

今年度に小学校を単位として設立をいたしました地域づくり協議会は、これからの時代にふさわしい高齢者や子どもたちなどへのきめ細かい支援や防災に対応できる組織として、また、地域資源の活用や課題の解決に向けて、総合的に協議し、対応できる組織として大変重要な役割があると考えております。

平成26年度は、地域づくり協議会の基盤を強固にし、活動を軌道に乗せるために、公民館長が複数の地域づくり協議会の事務局を兼ねている明倫、気山・上瀬、西浦の各協議会に地域づくり支援員を配置をいたします。

併せて、身近な環境整備をはじめ、地域の課題を住民自らが主体的に取り組める支援策として、今年度は、新たに、みんなで創る地域づくり交付金を創設するほか、みんなで作る原材料支給事業を継続をいたします。それぞれの地域で地域の実情に合ったきめ細かい活動を実施いただきたく願っております。

また、人口減少が進む中、次世代の定住促進を図るために、若狭町次世代定住促進協議会を柱として、引き続き関係機関と連携し、若者の定住とUターン、Iターンを推進してまいります。

町内98事業所が連携した事業所ネットワークを活用し、学生などへのアプローチを強化するなど、若者が住みやすい風土や環境づくりの取り組みを進め、若狭町挙げて若者定住促進の機運を醸成してまいります。

特に定住策の一環としましては、上瀬において住宅団地を整備するための造成工事を進めておりますが、今年度末をもって完成をいたします。この春から分譲を開始いたしますので、多くの皆さんに定住をいただきますようよろしくお願いをしたいと思っております。

また、天徳寺に町有地を活用して住宅地を整備するため、エコ住宅団地整備事業に着手をいたします。天徳寺周辺には、瓜割名水公園をはじめ、たくさんの魅力的な地域資源があります。こうした自然や地域資源を活かし、太陽光や小水力発電などの自然エネルギーを活用した、環境に優しいモデル住宅団地の整備を進めるため、実施設計に着手をさせていただき、引き続き造成工事につなげてまいりたいと考えております。

また、町内には多くの空き家があり、これらは、放置しておきますと、防犯等の面から深刻な課題となります。そこで、防犯対策や若者定住促進のため、空き家情報バンクによる空き家情報の集積と情報を発信し、空き家の活用が促進されるよう財政的な支援策も継続をしてまいります。

一方、町内の企業支援では、社屋の増設や設備投資などによって事業を拡大され、それに伴って新規雇用の確保がなされており、これらの企業には、引き続き若狭町企業振興条例の規定に基づいて企業への支援を行ってまいります。

しかしながら、本町の財政状況は、根幹となる町税収入の回復が足踏みする中、地方交付税の減額や原子力関係の交付金がいまだ不透明な状況にあるなど、引き続き慎重な財政運営が求められております。

そうした中、平成26年度の国の一般会計予算案は、予算規模にして95兆8,823億円と、消費税率の引き上げによる税収増を受け、過去最大規模となっております。この予算案を安倍内閣は、経済再生、デフレ脱却と財政健全化を併せて目指す予算と位置づけており、競争力を強化し、民需主導の経済成長を促す施策や子育て支援を充実させる施策、インフラ老朽化対策や東京五輪を契機とした交通・物流ネットワーク整備の加速のため、公共事業等を充実させる予算となっております。

また、平成25年度補正予算と一体的に編成することで、来年度前半に見込まれる消費税率改正による反動減を緩和し、成長力の底上げを図るものとなっております。国の予算は、本町の経済状況、財政状況に大きく影響を及ぼすことから、今後とも注視していく必要があると認識をいたしております。

さて、本日開会いたしました3月議会においては、平成26年度一般会計をはじめ、特別会計、企業会計、その他、平成25年度の補正予算や条例関係など、合わせて43件の議案を提案をさせていただいております。

まず、町の平成26年度の予算規模でございますが、一般会計は101億3,652万円で、昨年、骨格予算でスタートし、肉付けをさせていただいた6月補正後との比較では3.86%の増となっております。同様に、特別会計では、11会計合わせて51億6,042万円で3.6%の増となっております。また、企業会計では、3会計の歳出ベースで11億6,968万円で5.45%の増となっております。

厳しい財政状況ではありますが、町の重点事業、将来計画の中で必要とする事業を慎重に精査し、選択と集中に基づいて予算を配分をさせていただきました。

それでは、施策事業の概要につきまして、順次、御説明を申し上げます。

平成26年度におきましても、若狭町まちづくりプランの着実な実現に向けて各種の施策を展開してまいります。

まず、広域的な行政課題に向けた取り組みであります。平成25年4月、嶺南6市町で組織する嶺南広域行政研究会を設置いたしました。研究会の事務局は若狭町が担わせていただき、財政事情が厳しい中であって、いかに行政コストを削減し、住民のニーズに答えていくか、嶺南各市町と連携して、さまざまな角度で検討を重ねてまいりました。平成26年度は、昨年に引き続き嶺南広域行政推進事務局を設置し、これらの取り組みを発展させ、例えば観光、地域交通、福祉などの分野ごとに部会を置き、広域連携、協力体制、役割分担の手法を具体的に検討してまいりたいと考えております。

また、廃棄物処理につきまして、嶺南地域におけるごみ焼却施設の将来的なあり方などを6市町が協力し、事務レベルで研究をいたしました。平成26年には、廃棄物処理

担当課長で構成する廃棄物処理広域化準備室（仮称）を設置し、嶺南地域における廃棄物処理の最も妥当な進め方を見い出していきたいと考えております。

次に、平成26年度には舞鶴若狭自動車道の全線開通が予定をされております。かねてから準備を進めてまいりました三方パーキングエリア（仮称）のスマートインターチェンジの設置につきましては、連結許可をいただきましたので、今後、中日本高速道路株式会社との基本協定に基づき事業を進めてまいります。地域の特色を活かした新たな観光拠点の形成に取り組み、観光による交流人口の拡大を図ることで地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

その他、観光の振興についてであります。観光関係者だけでなく、農林水産業や商工業、まちづくり関係団体、住民などとの連携が重要であり、町全体で、訪れる人々を優しい気持ちでおもてなしし、癒しの空間、のんびりと過ごせる心のふるさととして、再びお越しいただけるよう進めてまいります。

舞鶴若狭自動車道の全線開通は新たな観光客をより多く呼び込める絶好の機会であります。そこで、全線開通記念事業として、観光スポットのライトアップやイルミネーション、レインボーラインの割引キャンペーンなど、新たな見どころづくりやイベントなどを実施し、より多くの、また、初めてお越しいただく観光客を増やしていきたいと考えております。そして、お越しいただく方々には、町の最大の魅力である食を味わっていただき、その魅力のとりこになってもらうことで今後のリピーター確保につなげてまいりたいと考えております。

そして、これと併せて平成24年度に計画を策定をいたしました若狭町観光まちなみ魅力アップ事業を引き続き計画どおり遂行してまいります。

多目的交流広場の整備は、芝生の養生を経て完成となり、今後はグランドゴルフやゲートボールなどの全国的な大会を計画し、スポーツを通じた交流人口の増加を目指します。

また、常神半島での山桜の植栽や桃、桜、紅葉といった心癒す素材をライトアップするなど、既存の観光資源をさらに磨き上げてまいります。そして、これら観光資源を総合的に案内する拠点として、縄文プラザを道の駅として整備し、平成27年3月オープンを目指します。

世界的価値のある水月湖の年縞につきましては、将来的に観光資源になり得るものと考えております。そのためにも、まずは学術的価値を広く知ってもらい、興味を持ってもらうことが重要であり、県の里山里海湖研究所と縄文博物館が連携し、専門家のツアー実施や一般の方々への講座開催など、さまざまな方法で町内外に対しての周知から始

めてまいります。

また、若狭町が行う観光交流イベントとしては、若狭・三方五湖ツーデーマーチと「若祭」を開催をさせていただきます。それぞれ町制10周年記念イベントとして位置づけ、全国に向けて、美しい自然や価値ある歴史、文化遺産、そして、優れた食材を大いにPRし、宿泊客の増加にもつなげたいと考えております。

特に住民主体で企画運営を行っていただいております若狭町祭り「若祭」では、若狭町独自のアイテム、丸木舟を前面に打ち出し、縄文丸木舟競漕全国大会を実施いたします。全国から多くの方々にお越しいただけるよう、ぜひ全町挙げてPRしてまいりたいと考えております。

次に、消防、防災についてであります。昨年9月に嶺南地方を襲った台風18号により、若狭町におきましても24時間雨量が400ミリを超えました。各地で家屋への浸水、農地・道路の冠水、河川の決壊や土石流の土砂災害により、甚大な被害が発生をいたしました。現在もその復旧作業に鋭意取り組んでいるところであります。

平成26年度につきましては、この災害で得た経験や課題を検証し、初動対応をはじめとする各種マニュアルの整備等や見直し、防災訓練等への反映を行い、今後の防災対策に活かしてまいりたいと考えております。

また、住民避難等の対応につきましては、改めて自助・共助の重要性を再認識したところであり、各集落、地域の自主防災組織の組織化、育成をより一層進めてまいりたいと考えております。

次に、原子力防災につきましては、昨年3月に策定をいたしました原子力防災計画につきまして、その後、改定された原子力災害対策指針や福井県の計画などとの整合性を図りながら改定作業を進めてまいります。

また、避難対策や防護対策につきましては、福井県と連携しながら調整を行い、地域の実情に応じた避難計画、防護対策の整備等を進めてまいります。

次に、農業についてであります。国の農政改革で、経営所得安定対策の見直しや日本型直接支払制度、さらには農地中間管理機構制度が創設をされました。新たな農業施策を最大限活用してまいります。次世代への意欲を持って農業に取り組む者を確保、拡大するため、人・農地プランをもとに、集落営農のあり方や農地の有効利用、集積を進め、地域の中心となる認定農業者の育成と後継者を育成するための就農研修事業を推進してまいります。

また、先進的な農業経営の形である有機・環境保全型農業やエコ園芸、6次産業化の推進などの展開を支援し、地域に根差した若狭町らしい農業の展開を推進してまいりま

す。

現在、この地域の最大の懸案事項である有害鳥獣の被害対策につきましては、捕獲により、有害鳥獣の個体数を減らすことと、金網柵などにより、農地への侵入防止対策を中心に、農業者、猟友会の皆さん、集落の皆さんとの連携を図りながら事業を進めてまいります。

嶺南地域有害鳥獣処理施設では、焼却処理数が昨年を大きく上回る年間7,500頭の見込みになっております。引き続き施設を十分活用し、嶺南地域が一体となって効果的な被害防止と運用を図ってまいります。

昨年9月に稼働をいたしました嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設では、ジビエを地域の資源として有効活用し、特産品として全国に向けて発信していきたいと考えております。

若狭町最大の特産品である福井梅は、日本海側最大の産地として市場関係者からも高い評価を受けており、今後も保持、発展させていくために、新しく若狭町梅振興ビジョンを策定し、後継者の育成や収量の多い品種への転換などを推進し、産地の活性化につなげていきたいと考えております。販売につきましては、市場やJA、経済連と情報交換を密にして、農家の所得向上を進めてまいります。

商工振興につきましては、わかさ東商工会が中心となり、地元の消費拡大等に取り組んでいただいているところであります。引き続き域内事業者の拡大発展のため、美浜町と連携をとり、商工会の運営について支援をしていきたいと考えております。

林業につきましては、町内の山の荒廃が進んでいることから、県、森林組合など、関係機関との連携により、森林整備と木材の利用を促進し、災害に強い森づくりを進めてまいります。

水産業の振興につきましては、水産多面的事業により、漁業の持つ機能を発揮できるように、環境保全活動や漁村の伝統、食文化を伝承していくための方策を進めてまいります。

内水面では、懸案とされています外来魚対策に継続して取り組んでまいります。

続きまして、福祉に関してであります。平成26年度におきましても国、県のさまざまな補助事業を積極的に活用してまいります。地域住民のつながりの力を生かし、高齢者や障がい者の方が、住み慣れたこの町で心豊かに安心して暮らすことができるように福祉サービスの充実を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、年々、高齢化率が増加しており、これに比例して介護保険の要支援、要介護の認定者数も増加しております。しかしながら、元気な高齢者の皆

さんにつきましては、これからも現在の健康な身体を維持していただくために、老人クラブ事業やサロン活動事業等を実施し、高齢者福祉事業の充実を図ってまいります。

また、これまで取り組んでまいりました気がかりな方の見守り活動につきましては、民生委員、福祉関係者や集落とさらに連携し、地域の活力を含めた見守り体制を継続していきたいと考えております。

障がい者福祉につきましては、全ての町民に対し、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいについての正しい知識の普及啓発活動を促進してまいります。

障がい者の皆さんが安心して自立した生活が送れるように、就労支援等の課題に対応した広域的なサービスの提供に取り組んでまいります。

次に、介護保険事業であります。今年度は第5期介護保険計画3カ年の最終年度となっております。これまでの事業内容の検討や課題分析を実施し、平成27年度からの第6期介護保険事業計画策定に取り組んでまいります。

また、住民の方が介護を必要とされた際、適切なサービスがスムーズに受けられるよう介護保険制度の円滑な実施、運営に取り組んでまいります。

介護予防の観点から、生活課題や対応策を地区の皆さんと一緒に考え、必要に応じて介護予防事業への参加を促す取り組みや要介護状態にならないための正しい知識の普及啓発に取り組んでまいります。

また、医療と介護の連携、認知症ケア体制の推進につきましても検討を進め、安心して在宅で暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組んでまいります。

子育て支援対策につきましては、出産祝い金の支給、児童手当など、子育て世代の経済的負担の軽減策を継続してまいります。

また、3人目保育料無料化や、すみずみ子育てサポートでは、第3子に対する負担の無料化を行うなど、3人っ子応援プロジェクトも継続いたします。

保育所運営につきましては、子どもの生きる力を育てることを理念とし、保護者の皆さんからの御意見に耳を傾け、子どもの成長を確認しながら、成長に応じた子育てを支援してまいります。

また、今年度は、平成22年に策定しました次世代育成支援後期行動計画の次の計画、子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組みます。平成27年度からの支援制度の改正とあわせて、保護者の皆さんの求めている要望、御意見を十分にくみ取りながら、児童福祉審議会において審議していただき、子育てのしやすい若狭町を目指してまいります。

次に、健康問題についてであります。少子高齢化が年々加速をしており、わが町の平成25年度の出生者数が100人を下回り、団塊の世代が65歳に到達していく状況になってまいりました。

このような中、健康で長生きする若狭町を目指すため、住民一人一人の健康を守る活動を支える健康施策は非常に重要となってきました。母子保健としましては、町の宝であります子どもたちが安全に産まれることを目的とした妊婦健康無料受診券の発行の継続をしてまいります。

また、子どもたちが心身ともに健やかに育つために、訪問や乳幼児健診、育児教室などの機会を通じて、保護者がわが子の姿を確かめ、成長、発達に合った子育てを選択し、実行できるようきめ細やかに対応をしてまいります。

成人保健としましては、一人一人の生活の積み重ねが原因となる生活習慣病の発症や重症化の予防に力を注いでまいります。健康診査を受けることで、自覚症状のない生活習慣病に気づき、自分の体を日常管理できるように保健指導を丁寧に行い、最終目的である心臓疾患や脳血管疾患、腎臓病の予防を目指してまいります。

また、がん検診の推進にも努めてまいります。

今後も町全体の医療体制、保健衛生、福祉行政の更なる充実を目指して活動をしてまいりたいと考えております。

水道事業におきましては、本年度も安心・安全な水道水の供給と快適な生活空間、水循環社会の創造を目指して施策を進めてまいります。

水道事業会計では、熊川浄水場の更新を計画しており、最小限の費用で最大の効果が発揮できる改修にするべく、現在、工種・工法と収支、財源計画の両面から徹底的に検証中です。今後とも適正な維持管理業務の維持と経費節減に努めるとともに、人口の減少、施設の老朽化など、将来を見据えた維持管理業務の広域化や施設統合化の検討に着手してまいります。

次に、教育関係であります。社会が複雑化し、人々の価値観も多様化する中で、人間性豊かな人材の育成が最も重要であります。このためには、地域の学校、家庭が一体となり、心豊かで自ら考え行動する力と生涯にわたって学び続ける実践力を育むことが必要であると考えております。ふるさとに愛着と誇りを持ち、魅力ある人づくりに向けての施策を進めてまいります。

まず、学校教育につきましては、児童・生徒の健康とより良い学習環境を確保するため、小中学校のエアコン整備を進めてまいります。

また、少人数指導など、個に応じた指導の充実を図るとともに、児童生徒の確かな学

力を育むための学習支援員の配置や中学校の部活動を支援するための環境整備を進めてまいります。

一方、社会教育につきましては、子どもから高齢者まで、住民が主体的に気軽に学べる機会や場所を提供し、社会的交流を一層促進させるとともに、一人一人が生涯学習、生涯スポーツに取り組み、健やかで潤いのある暮らしを推進してまいります。

本年度は、スポーツ施設の充実により、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりに努めるとともに、福井国体に向けて具体的な計画づくりを行うことにより、競技スポーツの能力向上とスポーツ活動の活性化を図ってまいります。

また、地区公民館につきましては、地域づくり、人づくりの重要な拠点として、さらに活発な活動を進めたいと考えております。

続きまして、歴史、文化関係であります。近年、歴史、文化、自然遺産を観光をはじめとする地域の多様な活性化を図る資源として捉える傾向がますます強くなってまいりました。これと並行して、若狭町における水月湖の年縞や熊川の町並み、古墳群と出土品資料、また、伝統、文化などの歴史文化遺産や自然遺産が全国的あるいは世界的に脚光を浴びることとなってまいりました。

熊川の町並みにつきましては、今年5月22日から24日の3日間、北海道から沖縄まで、全国100を超える町並み保存地区の首長や住民が集う全国大会を若狭町で開催をさせていただくことになっております。全国から三百数名の皆さんがお集まりになれる大会でございます。既に熊川住民の方々を中心とする実行委員会を発足をいたしまして、準備を現在進めさせていただいております。全国への若狭町のPRを兼ねた有意義な大会にしたいと考えております。

また、若狭町を代表し、わが国を代表する古墳群の顕彰、あるいは住民の皆さんの集落活動に欠かせない伝統、文化につきましても、わが町に不可欠な文化遺産として、その保存と活用、継承について努めてまいりたいと思っております。

平成26年度は合併10周年を迎える年であり、舞鶴若狭自動車道全線開通もあり、起点となる年となります。この舞鶴若狭自動車道の県内区間の愛称が「若狭さとうみハイウェイ」と決まり、発表されました。福井県里山里海湖研究所を有する当町に最適な愛称となったわけです。

町では、固定資産関係の整備として、合併当初以来の航空写真を撮影し、町の様子を上空から再認識いたします。

また、窓口業務をはじめとして、職員一同の笑顔で親切・丁寧な対応を心がけ、気軽に役場へ足を運んでいただけるような雰囲気づくりに努めていきたいと考えております。

これからも私たちは住民の方々と一体となって若狭町を創り上げていく所存でございます。

以上、平成26年度の町政運営にあたりまして、施策方針並びにその取り組みにつきまして申し上げます。

私は、町民の皆さんが自ら参画し、安心できる「みんなで創る みんなのまち」を目指し、次世代の定住促進と住民自治の推進を柱に若狭町のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様をはじめ町民の皆様の更なる御理解と御協力をお願いを申し上げます、開会にあたりましての御挨拶といたします。よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（藤本 勲君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い、議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、13番、大塚季由君、14番、小堀信昭君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（藤本 勲君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月5日から3月25日までの21日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの21日間に決定しました。

～日程第3 議案第2号から日程第12 議案第11号～

○議長（藤本 勲君）

日程第3、議案第2号「平成25年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」から日程第12、議案第11号「平成25年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算

(第2号)」までの10議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

ただいま一括上程されました議案第2号から議案第11号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号から議案第11号までの10議案につきましては、平成25年度の一般会計及び各特別会計並びに企業会計の補正予算であります。

主なものは、事業の精算に伴うものであります。詳細な内容及び補正予算額等につきましては、各担当課長より説明をさせますので、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長(藤本 勲君)

事務局長から議案番号と議案名を朗読させますので、順次、担当課長から提案理由の説明を求めます。鳥居議会事務局長。

○議会事務局長(鳥居 充君)

議案第2号「平成25年度若狭町一般会計補正予算(第6号)」

○議長(藤本 勲君)

田中総務課長。

○総務課長(田中秀明君)

それでは、私のほうから議案第2号の説明を申し上げます。

「平成25年度若狭町一般会計補正予算」でございます。

1枚、おめくりをいただきます。

「平成25年度若狭町一般会計補正予算(第6号)」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,022万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億7,100万7,000円として提案いたします。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

1枚、おめくりをお願いいたします。2ページ目になります。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。款と補正額で説明を申し上げます。

町税1,281万1,000円。

地方譲与税200万円。

株式等譲渡所得割交付金500万円。

地方消費税交付金700万円の減。

自動車取得税交付税 1 8 0 万円。

地方交付税 3 2 7 万円。

分担金及び負担金 4 3 4 万 2, 0 0 0 円の減。

使用料及び手数料 4 万 3, 0 0 0 円。

国庫支出金 8, 1 8 5 万 9, 0 0 0 円の減。

県支出金 1, 0 4 6 万 9, 0 0 0 円の減。

財産収入 9 6 0 万円。

寄付金 3 8 7 万 2, 0 0 0 円。

繰入金 1 億 7, 8 1 4 万円。

諸収入 2 5 万 7, 0 0 0 円。

町債 2 9 0 万円の減。

歳入合計 1 億 1, 0 2 2 万 3, 0 0 0 円でございます。

1 枚おめくりください。4 ページでございます。

歳出の説明をいたします。同じように款と補正額で説明を申し上げます。

総務費 1 億 6, 4 3 7 万 3, 0 0 0 円。

民生費 3, 6 9 1 万 3, 0 0 0 円の減です。

衛生費 3, 6 8 5 万 5, 0 0 0 円。

農林水産業費 9 0 9 万 5, 0 0 0 円の減。

商工費 6 5 1 万円。

土木費 1 億 1, 3 1 1 万 2, 0 0 0 円。

消防費 1, 2 1 8 万円の減。

教育費 3 9 6 万 5, 0 0 0 円の減。

5 ページ目をお願いします。

災害復旧費 1 億 4, 8 7 0 万 4, 0 0 0 円の減。

公債費 2 3 万円でございます。

歳出合計 1 億 1, 0 2 2 万 3, 0 0 0 円でございます。

以上でございます。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第 3 号「平成 2 5 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」

○議長（藤本 勲君）

河原健康課長心得。

○健康課長心得（河原智恵美君）

議案第3号「平成25年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

「平成25年度若狭町の国民健康保険特別会計補正予算」は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,611万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,273万7,000円とする。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款、補正額の順で説明させていただきます。

国民健康保険税335万9,000円。

国庫支出金184万円の減。

療養給付費等交付金1,119万6,000円の減。

県支出金1,073万5,000円。

共同事業交付金4,284万4,000円の減。

繰入金1,293万1,000円。

諸収入273万7,000円。

歳入合計2,611万8,000円の減。

続きまして、3ページです。

歳出でございます。同じく款、補正額で説明させていただきます。

総務費0。

保険給付費442万円の減。

共同事業拠出金1,582万7,000円の減。

保健事業費68万9,000円の減。

諸支出金518万2,000円の減。

歳出合計2,611万8,000円の減。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第4号「平成25年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」

○議長（藤本 勲君）

河原健康課長心得。

○健康課長心得（河原智恵美君）

議案第4号「平成25年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

「平成25年度若狭町の後期高齢者医療特別会計補正予算」は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,294万9,000円とする。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款、補正額の順で説明いたします。

後期高齢者医療保険料551万9,000円。

繰入金101万3,000円の減。

歳入合計450万6,000円。

歳出でございます。3ページです。

後期高齢者医療広域連合納付金450万6,000円。

歳出合計450万6,000円。

以上です。お願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第5号「平成25年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第3号）」

○議長（藤本 勲君）

河原健康課長心得。

○健康課長心得（河原智恵美君）

議案第5号「平成25年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第3号）」について説明をさせていただきます。

1ページをおめくりください。

「平成25年度若狭町の直営診療所特別会計補正予算」は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ552万円、三診会計659万2,000円を追加、巡診会計107万2,000円減額を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億295万円、三診会計1億80万9,000円、巡診会計214万1,000円とする。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正、三方診療所会計です。

歳入でございます。款、補正額の順で説明させていただきます。

診療収入973万5,000円。

使用料及び手数料10万円。

繰入金371万8,000円の減。

諸収入2万5,000円の減。

サービス収入50万円。

歳入合計659万2,000円。

3ページ、歳出でございます。

総務費100万円の減。

医業費359万2,000円。

積立金400万円。

歳出合計659万2,000円でございます。

続いて、4ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正、巡回診療所会計でございます。

歳入です。同じく款、補正額で説明させていただきます。

診療収入109万2,000円の減。

繰越金2万円。

歳入合計107万2,000円の減。

5ページ、歳出です。

医業費88万円の減。

予備費19万2,000円の減。

歳出合計107万2,000円の減。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第6号「平成25年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」

○議長（藤本 勲君）

小堀福祉課長。

○福祉課長（小堀勝弘君）

議案第6号「平成25年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」につきまし

て御説明をさせていただきます。

1枚、おめくりください。

「平成25年度若狭町の介護保険特別会計補正予算」は、次に定めるところによる。
既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,430万4,000円とする。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。款と補正額の順で御説明をさせていただきます。

分担金及び負担金10万9,000円の減。

国庫支出金16万3,000円。

財産収入9,000円の減。

繰入金9,000円の減。

歳入合計3万6,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

総務費5万4,000円。

保険給付費0。

基金積立金9,000円の減。

諸支出金9,000円の減。

歳出合計3万6,000円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第7号「平成25年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」

○議長（藤本 勲君）

小山田水道課長。

○水道課長（小山田勝昭君）

それでは、議案第7号「平成25年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算」について御説明を申し上げます。

本会計につきましては、今回、補正額の増はございません。繰越明許費のみでございます。

1枚、おめくりいただきたいと思います。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第1表、繰越明許費による。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

1枚、おめくりをいただきたいと思います。

第1表、繰越明許費でございます。

事業名につきましては、簡易水道建設事業でございます。

金額は2,580万1,000円でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第8号「平成25年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第4号）」

○議長（藤本 勲君）

小山田水道課長。

○水道課長（小山田勝昭君）

続きまして、議案第8号「平成25年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第4号）」について御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,777万円とする。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

1枚、おめくりください。

歳入でございます。款、補正額の順に申し上げます。

分担金及び負担金240万円の減額でございます。

諸収入358万円の補正でございます。

歳入合計118万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

集落排水処理事業費118万円の増額でございます。

歳出合計が118万円でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第9号「平成25年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」

○議長（藤本 勲君）

小山田水道課長。

○水道課長（小山田勝昭君）

議案第9号「平成25年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ226万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,423万4,000円とする。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

2ページをお開きください。

歳入でございます。款、補正額の順に申し上げます。

分担金及び負担金223万5,000円。

財産収入2万9,000円。

歳入合計226万4,000円。

続きまして、歳出、3ページでございます。

公共下水道事業費226万4,000円。

歳出合計226万4,000円。

以上でございます。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第10号「平成25年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第2号）」

○議長（藤本 勲君）

片山環境安全課長。

○環境安全課長（片山隆司君）

議案第10号「平成25年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

「平成25年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第2号）」は、次に定めるところによる。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

次、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。款、補正額で説明させていただきます。

使用料及び手数料220万円の減でございます。

繰入金 220 万円の増でございます。

歳入合計 0 でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第 11 号「平成 25 年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第 2 号）」

○議長（藤本 勲君）

西川上中病院事務長心得。

○上中病院事務長心得（西川英之君）

それでは、議案第 11 号「平成 25 年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第 2 号）」について御説明申し上げます。

1 枚、おめくりください。1 ページでございます。

「平成 25 年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計の補正予算」は、次に定めるところによる。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目と補正予定額について説明申し上げます。

収入、病院事業収益 72 万 3,000 円。

支出、病院事業費用 72 万 3,000 円。

2 ページをお願いします。

資本的収入でございます。

予算第 4 条、本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,499 万 1,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 4,353 万 6,000 円を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,040 万 7,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 4,895 万 2,000 円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正します。

科目と補正予定額のみ御説明申し上げます。

収入、資本的収入 541 万 6,000 円の減。

第 4 条、予算第 7 条に定めた他会計からこの会計へ負担等を受ける金額を次のように改める。

科目と補正予定額のみ御説明申し上げます。

国保会計繰入金 469 万 3,000 円の減。

平成 26 年 3 月 5 日提出、若狭町長

以上でございます。

○議長（藤本 勲君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の10議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております10議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

異議なしと認めます。よって、議題になっております10議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第13 議案第12号から日程第22、議案第21号～

○議長（藤本 勲君）

次に、日程第13、議案第12号「若狭町多目的交流広場条例の制定について」から、日程第22、議案第21号「若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について」までの10議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま一括上程をされました議案第12号から議案第21号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

上程されました議案は、「若狭町多目的交流広場条例の制定について」「若狭町観光交流センター条例の制定について」「若狭町道路情報発信センター条例の制定について」「若狭町行政組織条例の一部改正について」「若狭町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」「若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について」「若狭町税条例の一部改正について」「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」「若狭町熊川宿公開施設条例の一部改正について」「若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について」の10件の条例の制定及び一部改正であります。

詳細につきましては、各担当課長から説明を申し上げますので、十分御審議の上、妥

当なるご決議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤本 勲君）

事務局長から議案番号と議案名を朗読させますので、順次、担当課長から提案理由の説明を求めます。鳥居議会事務局長。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第12号「若狭町多目的交流広場条例の制定について」

○議長（藤本 勲君）

蓮本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（蓮本直樹君）

それでは、私から、議案第12号「若狭町多目的交流広場条例の制定について」御説明を申し上げます。

「若狭町多目的交流広場条例」を制定したいので、別紙のとおり提出するものでございます。

平成26年3月5日提出、若狭町長、森下 裕。

提案理由でございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により、若狭町多目的交流広場を設置したいので、この案を提出するものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第13号「若狭町観光交流センター条例の制定について」

○議長（藤本 勲君）

泉原観光交流課長心得。

○観光交流課長心得（泉原 功君）

それでは、議案第13号をお願いいたします。

「若狭町観光交流センター条例の制定について」でございます。

「若狭町観光交流センター条例」を制定したいので、別紙のとおり提出するものでございます。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

提案理由でございますが、三方五湖常神半島への周遊観光の玄関口として、縄文プラザ一帯を新たな観光拠点に整備し、道の駅として登録していく中で、道の駅に必要な3機能のうち、地域の連携機能を持つ施設を設置する必要があるため、この案を提出するものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第14号「若狭町道路情報発信センター条例の制定について」

○議長（藤本 勲君）

泉原観光交流課長心得。

○観光交流課長心得（泉原 功君）

それでは、続きまして、議案第14号をお願いいたします。

「若狭町道路情報発信センター条例の制定について」でございます。

「若狭町道路情報発信センター条例」を制定したいので、別紙のとおり提出いたします。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

提案理由でございますが、三方五湖常神半島への周遊観光の玄関口として、縄文プラザ一帯を新たな観光拠点に整備し、道の駅として登録していく中で、若狭町観光案内センターを道の駅に必要な3機能のうち、休憩機能、情報発信機能を持つ施設にする必要があるため、この案を提出するものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第15号「若狭町行政組織条例の一部改正について」

○議長（藤本 勲君）

田中総務課長。

○総務課長（田中秀明君）

議案第15号について説明を申し上げます。

「若狭町行政組織条例の一部改正について」

「若狭町行政組織条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり提出する。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

提案理由について説明を申し上げます。

福祉課及び健康課の事務分掌を変更するため、地方自治法第158条第1項の規定に基づき条例の改正が必要となるため、この案を提出いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第16号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」

○議長（藤本 勲君）

田中総務課長。

○総務課長（田中秀明君）

議案第16号について説明を申し上げます。

「若狭町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」

「若狭町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり提出する。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

提案理由について説明を申し上げます。

特別職の職員で常勤のものとの内国旅行における宿泊料を減額したいので、この案を提出いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第17号「若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について」

○議長（藤本 勲君）

田中総務課長。

○総務課長（田中秀明君）

議案第17号について説明申し上げます。

「若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について」

「若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり提出する。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

提案理由につきまして説明を申し上げます。

一般職の職員の内国旅行における宿泊料を減額したいので、この案を提出いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第18号「若狭町税条例の一部改正について」

○議長（藤本 勲君）

北野税務住民課長。

○税務住民課長（北野美喜雄君）

議案第18号「若狭町税条例の一部改正について」説明いたします。

「若狭町税条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり提出する。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

提案理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日

に公布されたことに伴いまして条例の改正が必要となりました。そのため、この案を提出するものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第19号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」

○議長（藤本 勲君）

北野税務住民課長。

○税務住民課長（北野美喜雄君）

議案第19号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」説明いたします。

「若狭町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり提出する。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

提案理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い条例の改正が必要となりますので、この案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第20号「若狭町熊川宿公開施設条例の一部改正について」

○議長（藤本 勲君）

永江歴史文化課長。

○歴史文化課長（永江寿夫君）

議案第20号について御説明申し上げます。

「若狭町熊川宿公開施設条例の一部改正について」

「若狭町熊川宿公開施設条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり提出する。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

提案理由でございますが、熊川宿体験交流施設の設置及び旧逸見勘兵衛家住宅土蔵の活用に伴い条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第21号「若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について」

○議長（藤本 勲君）

河原健康課長心得。

○健康課長心得（河原智恵美君）

それでは、議案第21号について説明させていただきます。

「若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について」

「若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり提出する。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

提案理由といたしまして、医療費の助成対象者を明確にするため条例の改正が必要となるので、この案を提出するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤本 勲君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の10議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております10議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

異議なしと認めます。よって、議題になっています10議案については、議案付託表のとおり付託することに決定しました。

～日程第23 議案第22号から日程第37 議案第36号～

○議長（藤本 勲君）

次に、日程第23、議案第22号「平成26年度若狭町一般会計予算」から日程第37、議案第36号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計予算」までの15議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま一括上程をされました議案第22号から議案第36号までにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

上程されました議案は、平成26年度一般会計、特別会計、企業会計予算の15件であります。

特に平成26年度一般会計当初予算は、骨格予算に肉付けをさせていただいた前年度6月補正予算額から3億7,644万7,000円の増額で、総額が101億3,652

万2,000円になっております。

また、11ある特別会計の合計では、同じく1億7,926万5,000円の増額で、特別会計総額では51億6,042万5,000円となっております。

3会計ある企業会計でございますけれども、6,042万6,000円増額をさせていただきまして、企業会計の総額では11億6,968万6,000円となっております。

上程されました15議案につきまして、詳細や予算額等を担当課長より説明を申し上げますので、妥当なる御決議を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤本 勲君）

事務局長から議案番号と議案名を朗読させますので、順次、担当課長から提案理由の説明を求めます。鳥居議会事務局長。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第22号「平成26年度若狭町一般会計予算」

○議長（藤本 勲君）

田中総務課長。

○総務課長（田中秀明君）

それでは、私のほうから、議案第22号の説明を申し上げます。

予算書の1ページをおめくりください。

「平成26年度の若狭町一般会計予算」につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101億3,652万2,000円として提案をいたします。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

それでは、2ページ目、お願いいたします。

第1表、歳入歳出予算で説明を申し上げます。

歳入、款と金額のほうで説明を申し上げます。

町税17億4,286万5,000円。

地方譲与税1億1,100万1,000円。

利子割交付金390万円。

配当割交付金170万円。

株式等譲渡所得割交付金80万円。

地方消費税交付金2億700万円。

ゴルフ場利用税交付金1,890万4,000円。

自動車取得税交付金2,700万円。

地方特例交付金500万円。

3 ページ目、お願いします。

地方交付税 4 1 億 2, 0 0 0 万円。

交通安全対策特別交付金 1 9 0 万円。

分担金及び負担金 2 億 3, 2 8 5 万 5, 0 0 0 円。

使用料及び手数料 8, 6 1 2 万 7, 0 0 0 円。

国庫支出金 8 億 4, 1 3 9 万 5, 0 0 0 円。

県支出金 1 0 億 4, 4 8 8 万 9, 0 0 0 円。

財産収入 7, 2 6 5 万 8, 0 0 0 円。

寄付金 1 8 0 万円。

繰入金 6 億 4, 8 5 3 万 9, 0 0 0 円。

4 ページ、お願いいたします。

繰越金 1 億円。

諸収入 2 億 7, 0 6 8 万 9, 0 0 0 円。

町債 5 億 9, 7 5 0 万円。

歳入合計 1 0 1 億 3, 6 5 2 万 2, 0 0 0 円でございます。

それでは、5 ページ、お願いいたします。

歳出のほうの御説明を申し上げます。款と金額で説明を申し上げます。

議会費 1 億 1, 0 2 3 万 7, 0 0 0 円。

総務費 1 3 億 4, 9 5 4 万 4, 0 0 0 円。

民生費 2 3 億 6, 0 2 4 万 2, 0 0 0 円。

衛生費 1 0 億 6, 9 1 0 万 2, 0 0 0 円。

労働費 2, 6 1 0 万 5, 0 0 0 円。

農林水産業費 9 億 9, 4 0 1 万 8, 0 0 0 円。

商工費 3 億 5, 3 0 4 万 3, 0 0 0 円。

6 ページ目、お願いいたします。

土木費 1 3 億 3 7 1 万 3, 0 0 0 円。

消防費 4 億 3 7 1 万 9, 0 0 0 円。

教育費 7 億 6, 3 0 5 万 2, 0 0 0 円。

災害復旧費 4, 9 3 3 万 6, 0 0 0 円。

公債費 1 3 億 5, 1 4 1 万 1, 0 0 0 円。

予備費 3 0 0 万円。

歳出合計 1 0 1 億 3, 6 5 2 万 2, 0 0 0 円でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第23号「平成26年度若狭町国民健康保険特別会計予算」

○議長（藤本 勲君）

河原健康課長心得。

○健康課長心得（河原智恵美君）

それでは、議案第23号「平成26年度若狭町国民健康保険特別会計予算」につきまして説明させていただきます。

1ページ、おめくりください。

「平成26年度若狭町の国民健康保険特別会計の予算」は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億5,638万3,000円と定める。平成26年3月5日提出、若狭町長。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算。

歳入です。款、金額の順に説明させていただきます。

国民健康保険税3億8,721万7,000円。

使用料及び手数料1,000円。

国庫支出金3億3,611万4,000円。

療養給付費等交付金1億6,820万円。

前期高齢者交付金5億4,108万5,000円。

県支出金7,712万1,000円。

共同事業交付金2億355万7,000円。

財産収入1,000円。

繰入金1億4,297万1,000円。

繰越金2,000円。

諸収入11万4,000円。

歳入合計18億5,638万3,000円。

4ページをおめくりください。

歳出です。同じく款、金額の順に御説明させていただきます。

総務費1,081万2,000円。

保険給付費12億4,607万5,000円。

後期高齢者支援金等2億2,154万3,000円。

前期高齢者納付金等 47万8,000円。

老人保健拠出金 1万5,000円。

介護納付金 1億258万5,000円。

共同事業拠出金 2億1,962万1,000円。

保健事業費 4,767万1,000円。

諸支出金 564万2,000円。

予備費 194万1,000円。

歳出合計 18億5,638万3,000円。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第24号「平成26年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」

○議長（藤本 勲君）

河原健康課長心得。

○健康課長心得（河原智恵美君）

それでは、議案第24号「平成26年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

「平成26年度若狭町の後期高齢者医療特別会計の予算」は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,338万4,000円と定める。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算。

款、金額の順に説明させていただきます。歳入です。

後期高齢者医療保険料 1億2,626万5,000円。

使用料及び手数料 1,000円。

繰入金 4,711万3,000円。

繰越金 1,000円。

諸収入 4,000円。

歳入合計 1億7,338万4,000円。

3ページにいきます。

歳出です。同じく款、金額の順に説明させていただきます。

総務費 1 3 9 万 6, 0 0 0 円。

後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 7, 1 9 8 万 5, 0 0 0 円。

諸支出金 2, 0 0 0 円。

予備費 1, 0 0 0 円。

歳出合計 1 億 7, 3 3 8 万 4, 0 0 0 円。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第 2 5 号「平成 2 6 年度若狭町直営診療所特別会計予算」

○議長（藤本 勲君）

河原健康課長心得。

○健康課長心得（河原智恵美君）

議案第 2 5 号「平成 2 6 年度若狭町直営診療所特別会計予算」について説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

「平成 2 6 年度若狭町の直営診療所特別会計の予算」は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8, 3 4 5 万 5, 0 0 0 円、三診会計 8, 0 2 9 万円、巡診会計 3 1 6 万 5, 0 0 0 円と定める。

平成 2 6 年 3 月 5 日提出、若狭町長。

2 ページをご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算、三方診療所会計のほうでございます。

款、金額の順に説明させていただきます。

歳入、診療収入 5, 4 9 4 万 4, 0 0 0 円。

使用料及び手数料 2 8 万 8, 0 0 0 円。

財産収入 1, 0 0 0 円。

繰入金 2, 2 3 0 万円。

繰越金 1, 0 0 0 円。

諸収入 1 1 5 万 5, 0 0 0 円。

サービス収入 1 0 2 万 5, 0 0 0 円。

受託収入 5 7 万 6, 0 0 0 円。

歳入合計 8, 0 2 9 万円。

歳出です。

総務費 5, 3 5 8 万 4, 0 0 0 円。

医業費 2,650万5,000円。

積立金 1,000円。

予備費 20万円。

歳出合計 8,029万円。

4ページを続いておめくりください。

巡回診療所会計でございます。

歳入です。款、金額で説明させていただきます。

診療収入 296万4,000円。

繰越金 20万円。

諸収入 1,000円。

歳入合計 316万5,000円。

5ページ、歳出です。

総務費 94万7,000円。

医業費 201万6,000円。

予備費 20万2,000円。

歳出合計 316万5,000円。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第26号「平成26年度若狭町介護保険特別会計予算」

○議長（藤本 勲君）

小堀福祉課長。

○福祉課長（小堀勝弘君）

議案第26号「平成26年度若狭町介護保険特別会計予算」につきまして御説明させていただきます。

1ページ、お願いいたします。

「平成26年度若狭町の介護保険特別会計の予算」は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億761万7,000円、介護保険事業勘定17億7,804万5,000円、介護保険サービス事業勘定2,957万2,000円と定める。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

2ページをお願いいたします。

介護保険事業勘定会計でございます。

第1表、歳入歳出予算。

款と金額の順で御説明させていただきます。

歳入でございますが、保険料2億7,522万3,000円。

分担金及び負担金170万2,000円。

使用料及び手数料1,000円。

国庫支出金4億3,477万9,000円。

支払基金交付金4億9,535万4,000円。

県支出金2億5,596万5,000円。

財産収入1,000円。

繰入金2億5,870万6,000円。

繰越金1,000円。

諸収入35万8,000円。

町債5,595万5,000円。

歳入合計17億7,804万5,000円でございます。

4ページをお願いいたします。

介護保険事業勘定会計の歳出でございます。

総務費4,144万2,000円。

保険給付費16億9,377万4,000円。

地域支援事業費4,230万5,000円。

基金積立金2,000円。

公債費1,000円。

予備費1万8,000円。

諸支出金50万3,000円。

歳出合計17億7,804万5,000円でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

介護保険サービス事業勘定会計でございます。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、サービス収入545万4,000円。

繰入金2,411万7,000円。

繰越金1,000円。

歳入合計2,957万2,000円でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

サービス事業費 5 4 5 万 3, 0 0 0 円。

諸支出金 2, 4 1 1 万 8, 0 0 0 円。

予備費 1, 0 0 0 円。

歳出合計 2, 9 5 7 万 2, 0 0 0 円でございます。

よろしく願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第 2 7 号「平成 2 6 年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」

○議長（藤本 勲君）

小山田水道課長。

○水道課長（小山田勝昭君）

それでは、議案第 2 7 号「平成 2 6 年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 5, 3 6 2 万 4, 0 0 0 円と定める。

平成 2 6 年 3 月 5 日提出、若狭町長。

2 ページをお開きください。

歳入から御説明申し上げます。

分担金及び負担金 5 4 0 万円。

使用料及び手数料 1 億 3, 9 3 0 万 3, 0 0 0 円。

財産収入 1 万 9, 0 0 0 円。

繰入金 8 1 0 万円。

繰越金 1, 0 0 0 円。

諸収入 8 0 万 1, 0 0 0 円。

歳入合計は 1 億 5, 3 6 2 万 4, 0 0 0 円でございます。

歳出でございます。

簡易水道事業費 1 億 1, 6 2 9 万 6, 0 0 0 円。

公債費 3, 7 1 2 万 8, 0 0 0 円。

予備費 2 0 万円。

歳出合計 1 億 5, 3 6 2 万 4, 0 0 0 円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第28号「平成26年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」

○議長（藤本 勲君）

小谷産業課長。

○産業課長（小谷治和君）

議案第28号「平成26年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計」について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

「平成26年度若狭町の農業者労働災害共済事業特別会計の予算」は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ176万4,000円と定める。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。

款、金額で説明申し上げます。

農業者労働災害共済事業収入176万4,000円。

歳入合計176万4,000円。

3ページをお願いいたします。

歳出、農業者労働災害共済事業費用176万4,000円。

歳出合計176万4,000円。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第29号「平成26年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」

○議長（藤本 勲君）

小山田水道課長。

○水道課長（小山田勝昭君）

それでは、議案第29号「平成26年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,344万6,000円と定める。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

2ページをお開きください。

歳入でございます。

分担金及び負担金 6 5 5 万円。

使用料及び手数料 1 億 2, 8 9 7 万 4, 0 0 0 円。

繰入金 2 億 5, 6 3 2 万円。

繰越金 1, 0 0 0 円。

諸収入 1 6 0 万 1, 0 0 0 円。

歳入合計 3 億 9, 3 4 4 万 6, 0 0 0 円でございます。

歳出でございます。

集落排水処理事業費 1 億 5, 3 3 2 万 3, 0 0 0 円。

公債費 2 億 3, 9 9 2 万 3, 0 0 0 円。

予備費 2 0 万円。

歳出合計 3 億 9, 3 4 4 万 6, 0 0 0 円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第 3 0 号「平成 2 6 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」

○議長（藤本 勲君）

小山田水道課長。

○水道課長（小山田勝昭君）

それでは、議案第 3 0 号「平成 2 6 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」
について御説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 7 7 6 万 5, 0 0 0 円と定める。

平成 2 6 年 3 月 5 日提出、若狭町長。

2 ページをお開きください。

歳入でございます。

使用料及び手数料 1, 8 4 6 万円。

繰入金 1, 8 8 6 万 9, 0 0 0 円。

繰越金 1, 0 0 0 円。

諸収入 4 3 万 5, 0 0 0 円。

歳入合計 3, 7 7 6 万 5, 0 0 0 円。

歳出でございます。

集落排水処理事業 2, 7 7 2 万 4, 0 0 0 円。

公債費 9 9 9 万 1, 0 0 0 円。

予備費 5 万円。

歳出合計 3,776 万 5,000 円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第 31 号「平成 26 年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」

○議長（藤本 勲君）

小山田水道課長。

○水道課長（小山田勝昭君）

議案第 31 号「平成 26 年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 3,552 万 7,000 円と定める。

平成 26 年 3 月 5 日提出、若狭町長。

2 ページをお開きください。

歳入でございます。

分担金及び負担金 655 万円。

使用料及び手数料 1 億 2,457 万 7,000 円。

財産収入 5 万 7,000 円。

繰入金 4 億 281 万 1,000 円。

繰越金 1,000 円。

諸収入 153 万 1,000 円。

歳入合計 5 億 3,552 万 7,000 円でございます。

続きまして、歳出でございます。

公共下水道事業費 1 億 4,960 万 1,000 円。

公債費 3 億 8,572 万 6,000 円。

予備費 20 万円。

歳出合計 5 億 3,552 万 7,000 円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第 32 号「平成 26 年度若狭町営住宅等特別会計予算」

○議長（藤本 勲君）

片山環境安全課長。

○環境安全課長（片山隆司君）

議案第32号「平成26年度若狭町営住宅等特別会計予算」について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

「平成26年度若狭町の町営住宅等特別会計予算」は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億315万3,000円と定める。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

次、2ページをお開きください。

款、金額で申し上げます。

歳入歳出予算、使用料及び手数料8,975万1,000円。

財産収入1万3,000円。

繰入金1,298万8,000円。

繰越金38万2,000円。

諸収入1万9,000円。

歳入合計1億315万3,000円でございます。

次、3ページをお開きください。

歳出です。

町営住宅事業費6,565万円。

公債費3,730万3,000円。

予備費20万円。

歳出合計1億315万3,000円でございます。

よろしく願いいたします。

○議会議務局長（鳥居 充君）

議案第33号「平成26年度若狭町土地開発事業特別会計予算」

○議長（藤本 勲君）

中村政策推進課長。

○政策推進課長（中村俊幸君）

それでは、議案第33号「平成26年度若狭町土地開発事業特別会計予算」について御説明させていただきます。

1ページをごらんください。

「平成26年度若狭町の土地開発事業特別会計の予算」は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,430万7,000円と定める。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

2ページをごらんください。

歳入予算、財産収入1,000万円。

繰越金130万7,000円。

町債300万円。

歳入合計1,430万7,000円でございます。

続いて、3ページ、歳出でございますが、土地開発事業費720万7,900円。

予備費702万8,000円。

歳出合計1,430万7,000円。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第34号「平成26年度若狭町水道事業会計予算」

○議長（藤本 勲君）

小山田水道課長。

○水道課長（小山田勝昭君）

それでは、議案第34号「平成26年度若狭町水道事業会計予算」について御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございますが、款、予定額で説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

水道事業収益1億7,411万1,000円。

水道事業費用1億7,141万1,000円。

2ページをお開きください。

次、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額は資本的支出額に対し不足する額9,127万8,000円は、減債積立金4,507万6,000円。

過年度分損益勘定留保資金4,377万7,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額242万5,000円で補てんするものとする。

収入でございます。資本的収入2,970万8,000円。

資本的支出1億2,098万6,000円。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第35号「平成26年度若狭町工業用水道事業会計予算」

○議長（藤本 勲君）

小山田水道課長。

○水道課長（小山田勝昭君）

議案第35号「平成26年度若狭町工業用水道事業会計予算」について御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、工業用水道事業収益4,813万1,000円。

支出でございます。工業用水道事業費用4,813万1,000円。

2ページをお開きください。

引き続きまして、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入でございます。資本的収入1,912万5,000円。

支出、資本的支出1,912万5,000円。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

以上、よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第36号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計予算」

○議長（藤本 勲君）

西川上中病院事務長心得。

○上中病院事務長心得（西川英之君）

それでは、議案第36号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計予算」について説明させていただきます。

1ページをお願いします。

収益的収入及び支出でございます。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

2ページをお願いします。

収入、病院事業収益7億3,018万7,000円。

支出、病院事業費用 7 億 7,477 万 9,000 円。

次、資本的収入及び支出をお願いします。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,201 万 4,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 1,586 万 3,000 円。

減債積立金取崩 1,500 万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 115 万 1,000 円で補てんするものとする。

収入でございます。資本的収入 324 万円。

資本的支出 3,525 万 4,000 円。

平成 26 年 3 月 5 日提出、若狭町長。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（藤本 勲君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の 15 議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております 15 議案については、会議規則第 38 条第 1 項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております 15 議案については、議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第 38 議案第 37 号から日程第 40 議案第 39 号～

○議長（藤本 勲君）

次に、日程第 38、議案第 37 号「若狭町国民健康保険介護サービス施設、若狭町国民健康保険生活支援ハウス及びパレオ若狭リラクゼーション施設の指定管理者の指定について」から日程第 40、議案第 39 号「若狭町営バスの指定管理者の指定について」までの 3 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま一括上程されました議案第37号から議案第39号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

上程されました3議案は、議案第37号「若狭町国民健康保険介護サービス施設、若狭町国民健康保険生活支援ハウス及びパレア若狭リラクゼーション施設の指定管理者の指定について」であります。次に、議案第38号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の指定について」であります。次に、議案第39号「若狭町営バスの指定管理者の指定について」であります。

いずれも地方自治法第244条の2第6項及び若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第3条の規定により、この案を提出させていただくものであります。

上程されました3議案につきましては、詳細を各担当課長より説明を申し上げますので、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤本 勲君）

事務局長から議案番号と議案名を朗読させますので、順次、担当課長から提案理由の説明を求めます。鳥居議会事務局長。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第37号「若狭町国民健康保険介護サービス施設、若狭町国民健康保険生活支援ハウス及びパレア若狭リラクゼーション施設の指定管理者の指定について」

○議長（藤本 勲君）

小堀福祉課長。

○福祉課長（小堀勝弘君）

それでは、議案第37号「若狭町国民健康保険介護サービス施設、若狭町国民健康保険生活支援ハウス及びパレア若狭リラクゼーション施設の指定管理者の指定について」御説明をさせていただきます。

「若狭町国民健康保険介護サービス施設、若狭町国民健康保険生活支援ハウス及びパレア若狭リラクゼーション施設の指定管理者の指定」を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

公の施設でございますが、名称につきましては、若狭町国民健康保険介護サービス施設、若狭町国民健康保険生活支援ハウス、パレア若狭リラクゼーション施設の3施設でございます。

位置につきましては、若狭町市場第18号18番地でございます。

指定管理者でございますが、名称につきましては、社会福祉法人若狭町社会福祉協議会、代表者、会長、塚本新一、住所、若狭町市場第18号18番地でございます。

指定の期間でございますが、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第244条の2第6項及び若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第3条の規定によりまして、この案を提出するものでございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第38号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の指定について」

○議長（藤本 勲君）

森川パレア文化課長。

○パレア文化課長（森川克己君）

それでは、議案第38号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の指定について」説明させていただきます。

「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の指定」を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

公の施設ですが、名称、若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設でございます。

位置は、若狭町市場第18号18番地。

指定管理者の名称ですが、ミズノスポーツサービス株式会社、代表者は、代表取締役、齊藤 隆、住所は、大阪府大阪市中央区北浜4丁目1号23号。

指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第244条の2第6項及び若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第39号「若狭町営バスの指定管理者の指定について」

○議長（藤本 勲君）

中村政策推進課長。

○政策推進課長（中村俊幸君）

それでは、議案第39号「若狭町営バスの指定管理者の指定に」について御説明させていただきます。

「若狭町営バスの指定管理者の指定」を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

公の施設、名称、若狭町営バス常神・三方線31.7キロでございます。

指定管理者、レインボー観光自動車株式会社、代表取締役、池田勇一、若狭町気山233号8番地でございます。

指定の期間、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2カ年間でございます。

以上でございます。

○議長（藤本 勲君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の3議案について質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております3議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております3議案については、議案付託表のとおり付託することに決定しました。

～日程第41 議案第40号及び日程第42 議案第41号～

○議長（藤本 勲君）

次に、日程第41、議案第40号「町道路線の変更について」及び日程第42、議案第41号「町道路線の認定について」を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま一括上程をされました2議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号「町道路線の変更について」は、道路法第10条第3項の規定により、また、議案第41号「町道路線の認定について」は、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細な内容につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤本 勲君）

事務局長から議案番号と議案名を朗読させますので、順次、担当課長から提案理由の説明を求めます。鳥居議会事務局長。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第40号「町道路線の変更について」

○議長（藤本 勲君）

谷口建設課長。

○建設課長（谷口 壽君）

議案第40号「町道路線の変更について」御説明申し上げます。

道路法第10条第3項の規定により、次のとおり町道路線の変更について議会の議決を求める。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

路線名につきましては、添付の別紙のとおりでございます。

提案理由、町道路線の変更に伴い、この案を提出いたします。よろしくお願いたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第41号「町道路線の認定について」

○議長（藤本 勲君）

谷口建設課長。

○建設課長（谷口 壽君）

議案第41号「町道路線の認定について」

道路法第8条第2項の規定により、次のとおり町道路線の認定について議会の議決を求める。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

路線名につきましては、添付の別紙のとおりでございます。

提案理由、町道路線の認定に伴い、この案を提出させていただきます。よろしくお願

いたします。

○議長（藤本 勲君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております2議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております2議案については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することと決定いたしました。

～日程第43 議案第42号から日程第45 議案第44号～

○議長（藤本 勲君）

次に、日程第43、議案第42号「工事請負変更契約の締結について（若狭町上中体育館耐震改修工事）」から日程第45、議案第44号「工事請負変更契約の締結について（若狭B&G海洋センタープール改修工事）」までの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま一括上程されました3議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号「工事請負変更契約の締結について（若狭町上中体育館耐震改修工事）」であります。次に、議案第43号「工事請負変更契約の締結について（若狭町立岬小学校校舎改修工事）」であります。次に、議案第44号「工事請負変更契約の締結について（若狭B&G海洋センタープール改修工事）」であります。

いずれの議案ともに工事請負変更契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、各担当課長に説明させますので、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤本 勲君）

事務局長から議案番号と議案名を朗読させますので、順次、担当課長から提案理由の説明を求めます。鳥居議会事務局長。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第42号「工事請負変更契約の締結について（若狭町上中体育館耐震改修工事）」

○議長（藤本 勲君）

蓮本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（蓮本直樹君）

それでは、議案第42号「工事請負変更契約の締結について」御説明をさせていただきます。

下記のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

契約の目的につきましては、変更ございません。

請負代金、変更前1億7,325万円、変更後1億7,585万円。

契約の相手方につきましても変更はございません。

提案理由でございます。

若狭町上中体育館耐震改修工事について、平成25年8月5日に契約した株式会社西野工務店・株式会社ミズエ・株式会社河合工務店若狭町上中体育館耐震改修工事特定建設工事共同企業体と変更契約を締結したいので、この案を提出するものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第43号「工事請負変更契約の締結について（若狭町立岬小学校校舎改修工事）」

○議長（藤本 勲君）

片山環境安全課長。

○環境安全課長（片山隆司君）

議案第43号「工事請負変更契約の締結について」御説明させていただきます。

下記のとおり、工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に

より、議会の議決を求める。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

契約の目的について、変更はございません。

請負代金、変更前1億1,886万円を变更后1億2,080万円に194万円の増額変更をお願いするものであります。

契約の相手方、変更はございません。

提案理由としまして、若狭町立岬小学校校舎改修工事について、平成25年11月8日に契約した株式会社ともえ屋と変更契約を締結したいので、この案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第44号「工事請負変更契約の締結について（若狭B&G海洋センタープール改修工事）」

○議長（藤本 勲君）

蓮本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（蓮本直樹君）

それでは、議案第44号「工事請負変更契約の締結について」御説明をさせていただきます。

下記のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成26年3月5日提出、若狭町長。

契約の目的につきましては、変更ございません。

請負代金、変更前5,439万円、变更后5,770万円。

契約の相手方につきましては、変更はございません。

提案理由でございます。

若狭町三方B&G海洋センタープール改修工事について、平成25年11月8日に契約した株式会社前田産業と変更契約を締結したいので、この案を提出するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤本 勲君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、別室において、ただいま議案になりました3議案について、理事者から詳細説明を受けるため、暫時休憩します。

(午前 11 時 46 分 休憩)

(午後 0 時 33 分 再開)

○議長 (藤本 勲君)

再開します。

休憩前に引き続き、上程中の議案第 4 2 号、議案第 4 3 号、議案第 4 4 号を議題とします。

提案理由の説明が終わっております。

これより、上程中の 3 議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 (藤本 勲君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第 4 2 号「工事請負変更契約の締結について (若狭町上中体育館耐震改修工事)」について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (藤本 勲君)

討論なしと認め、討論を終わります。

それでは、採決を行います。

議案第 4 2 号「工事請負変更契約の締結について (若狭町上中体育館耐震改修工事)」本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (藤本 勲君)

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 4 3 号「工事請負変更契約の締結について (若狭町立岬小学校校舎改修工事)」について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (藤本 勲君)

討論なしと認め、討論を終わります。

それでは、採決を行います。

議案第 4 3 号「工事請負変更契約の締結について (若狭町立岬小学校校舎改修工

事)」本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（藤本 勲君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号「工事請負変更契約の締結について（若狭B&G海洋センタープール改修工事）」について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

討論なしと認め、討論を終わります。

それでは、採決を行います。

議案第44号「工事請負変更契約の締結について（若狭B&G海洋センタープール改修工事）」本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（藤本 勲君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

～日程第46 請願第1号～

○議長（藤本 勲君）

次に、日程第46、請願第1号「住民の命と健康を守る立場から、国に対して原発の再稼働審査について慎重審議を求める意見書を提出してください。」を議題とします。

本日までに受理した請願は、お手元に配付してあります請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

お諮りします。

議案審査のため、明日6日から12日までの7日間、休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

異議なしと認めます。よって、明日6日から3月12日までの7日間、休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

（午後 0時36分 散会）

上記会議の経過は、事務局長が記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員